## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	位代付別拍旦寺にはる以来の争削計画音								
1	政策評価の対象とした政策	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等							
	の名称	の特別控除(中小企業投資促進税制)の延長							
2	対象税目   ①  政策評価の	(法人税:義)(国税4)							
	対象税目	(法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動)(地方税4)							
	② 上記以外の	(所得税:外)							
	税目	·····································							
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】							
4	内容	《現行制度の概要》							
		一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価							
		額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用(税額控除は							
		資本金 3,000 万円以下の法人、個人事業主のみ)できるもの。							
		《要望の内容》							
		適用期限を2年間延長する。							
		《関係条項》							
		所得税							
		租税特別措置法第 10 条の 3							
		租税特別措置法施行令第5条の5							
		租税特別措置法施行規則第5条の8							
		法人税 租税特別措置法第 42 条の 6、第 52 条の 2							
		租税特別措置法施行令第 27 条の 6、第 30 条							
		租税特別措置法施行規則第 20 条の 3							
5	担当部局	総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室							
6	評価実施時期及び分析対	評価実施時期:令和6年8月							
	象期間	分析対象期間:令和元年度~令和8年度							
7	創設年度及び改正経緯	平成 10 年度 「総合経済対策」(平成 10 年 4 月)に伴う措置として創設							
		平成 11 年度 1 年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動							
		車:車両総重量 8 5 以上→3.5 5 以上)							
		平成 12 年度 1 年間の延長(平成 13 年 5 月末までの適用期間の延長。  長)							
		平成 13 年度 10 ヶ月の延長(平成 14 年 3 月末までの適用期間の							
		延長) 延長 14 年度 2 年間の延長(東京 16 年 2 日本までの海田期間の延							
		平成 14 年度 2 年間の延長(平成 16 年 3 月末までの適用期間の延 長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下							
		で、対象政権(機械・表色)の取得価値の引され げ							
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
		長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上							
		げ							
		平成 18 年度 2 年間の延長 (平成 20 年 3 月末までの適用期間の延							
		長)、一定のソフトウエアの追加、器具・備品の見							

			直し(デジタル複合機の追加)					
			平成 20 年度 2 年間の延長(平成 22 年 3 月末までの適用期間の延					
			長)					
			平成 22 年度 2 年間の延長(平成 24 年 3 月末までの適用期間の延					
			長)					
			平成 24 年度 2 年間の延長(平成 26 年 3 月末までの適用期間の延					
			長)、器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定					
			機器、測定工具及び検査工具の追加)					
			平成 26 年度 3 年間の延長(平成 29 年 3 月末までの適用期間の					
			延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡					
			充)					
			,					
			平成 29 年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長					
			(平成 31 年 3 月末までの適用期間の延長)					
			令和元年度 2年間の延長					
			(令和3年3月末までの適用期間の延長)					
			令和3年度 2年間の延長(令和5年3月末までの適用期間の延長) 、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事業					
			「大り、対象法人に間店国振典組品を追加、指定事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契約等					
			の目的である事業の用に供するものを除外。					
			令和 5 年度 2 年間の延長(令和 7 年 3 月末までの適用期間の延					
			長)、対象資産からコインランドリー業(主要な事					
			業であるものを除く)の用に供する機械装置でその					
			管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除					
			外。					
8	適用又は	延長期間	令和 7 年 4 月 1 日~令和 9 年 3 月 31 日(2 年間)					
9	必要性	① 政策目的及	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》					
	等	びその根拠	中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発					
			展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企					
			業者等の設備投資を促進する。					
			《政策目的の根拠》					
			- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
			の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小					
			の自己員本の元美を図り、その経営基盤の強化に員するだめ、中小   企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化					
			正来に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化   その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。					
			ていにいか女は心状で時するひいこする。」ここれにいる。					
		②政策体系に	令和7年度概算要求における政策体系図					
		おける政策	【基本計画(令和5年3月策定)】					
		目的の位置	V. 情報通信 (ICT 政策)					
		付け	2. 情報通信技術高度利活用の推進					

## ③達成目標及 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促 びその実現 し、中小企業者等の経済活動の活性化を図る。 による寄与 本税制措置の延長後の期限である令和8年度末を目途に、達成 された状態が継続していることを目標とする。 具体的には、近年の中小企業者等における設備投資動向を踏ま え、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。 ①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが ±5ポイント程度の水準を維持する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減と いったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設 備投資へのインセンティブとなる。 ① 適用数 〇実績 10 有効性 特別償却 令和元年度:25,591件 令和 2 年度: 22.894 件 令和 3 年度:23,201 件 令和 4 年度: 21,339 件 令和 5 年度:21.296 件 税額控除 令和元年度:28,339件 令和 2 年度: 26.166 件 令和3年度:28,656件 令和 4 年度: 29,254 件 令和 5 年度:29.196 件 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和5年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと 同様に推定。 ○見込み 特別償却 令和 6 年度:21,253 件 令和7年度:21,210件 令和8年度:21,168件 税額控除 令和 6 年度: 29,138 件 令和 7 年度: 29,080 件

令和 8 年度: 29,022 件

※独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和3年度から令和5年度までの割合の伸び率から3年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、-0.2%。今後、令和4年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。

<平均伸び率の算出(端数は四捨五入)>

令和 2 年 17.6%

令和3年 17.5%(前年比 -0.1%ポイント) 令和4年 17.1%(前年比 -0.4%ポイント) 令和5年 17.1%(前年比 0.0%ポイント)

平均 -0.2%ポイント

## ②適用額

## 〇実績

特別償却

令和元年度: 2,338 億円 令和 2 年度: 1,999 億円 令和 3 年度: 1,934 億円 令和 4 年度: 1,814 億円 令和 5 年度: 1,810 億円

## 税額控除

令和元年度:183 億円 令和 2 年度:163 億円 令和 3 年度:186 億円 令和 4 年度:189 億円 令和 5 年度:189 億円

(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 5 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと 同様に推定。

# ○見込み

特別償却

令和 6 年度:1,806 億円 令和 7 年度:1,802 億円 令和 8 年度:1,798 億円

## 税額控除

令和 6 年度:189 億円 令和 7 年度:189 億円 令和 8 年度:189 億円

※上記①適用数と同様に、令和 4 年度と同程度の実績を見込んで算出。

#### ③減収額

#### 〇実績

### ●法人税

特別償却

令和元年度:367 億円 令和 2 年度:300 億円 令和 3 年度:315 億円 令和 4 年度:274 億円 令和 5 年度:273 億円

#### 税額控除

令和元年度:183 億円 令和 2 年度:163 億円 令和 3 年度:186 億円 令和 4 年度:189 億円 令和 5 年度:189 億円

(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基 に試算した減収額(実績集計)

※令和5年度は適用額の出典元の数字がまだ公表されていないため 見込みと同様に推定。

#### ●法人住民税

特別償却

令和元年度:47 億円 令和 2 年度:21 億円 令和 3 年度:22 億円 令和 4 年度:19 億円 令和 5 年度:19 億円

## 税額控除

令和元年度:24 億円 令和 2 年度:11 億円 令和 3 年度:13 億円 令和 4 年度:13 億円 令和 5 年度:13 億円

※法人税の減収額に法人住民税率(令和元年度は 12.9%、令和 2 年 度以降は 7%)をかけて算出。

### ●法人事業税

特別償却

令和元年度:67 億円 令和 2 年度:58 億円 令和 3 年度:56 億円 令和 4 年度:52 億円 令和 5 年度:52 億円

※特別償却による所得減少見込額に外形外法人のみ適用される場合 の法人事業税率(6.7%、令和2年度以降は7%)をかけて算出した数 値に、法人事業税の減収見込額に外形外法人のみ適用される場合の 地方法人特別税の税率(令和元年度は43.2%、令和2年度以降は 37%)をかけて算出した数値を合計して算出。

#### ○見込み

## ●法人税

特別償却

令和 6 年度:272 億円 令和 7 年度:271 億円 令和 8 年度:270 億円

#### 税額控除

令和 6 年度:189 億円 令和 7 年度:189 億円 令和 8 年度:189 億円

※上記①適用数と同様に、令和4年度と同程度の実績を見込んで算

出。

#### ●法人住民税

特別償却

令和 6 年度:19 億円 令和 7 年度:19 億円 令和 8 年度:19 億円

#### 税額控除

令和 6 年度:13 億円 令和 7 年度:13 億円 令和 8 年度:13 億円

※実績と同様に算出。

## ●法人事業性

特別償却

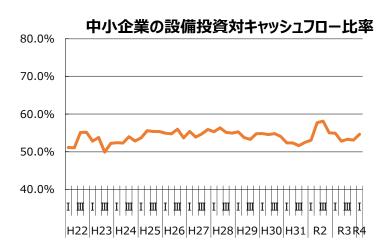
令和 6 年度:52 億円 令和 7 年度:52 億円 令和 8 年度:52 億円

※実績と同様に算出

#### ④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきている、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。



資料:財務省「法人企業統計調査季報」 (年期)

(注) ここでいう中小企業とは、資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。



		(
		(DI,ポイント) <b>生産・営業用設備DIの推移</b>
		20
		15
		10
		0
		<b>▲</b> 5
		10 I II I II I II I II I II I II II II II
		(年期) 資料:日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
		(注)1.ここでいう中小企業とは、資本金2,000万円以上1億円未満の企業とする。 (注)2.生産・営業用設備DIは、今期の生産・営業用設備について「過剰」と答えた企業の割合
		《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
		本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減とい
		ったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
	⑤ 税収減を是 認する理由 等	本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
11 相当性	① 租税特別措	現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、
	置等によるべき妥当性	これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰
	等	りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが 可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効
		果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。
		加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するた
		め、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウエア、普通貨物自動車、
		内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用が可能とされているー
		方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部     の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、
		事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制
		度設計がなされているものである。
		事業者が資金繰り等の状況に合わせて、適用措置を選択できるた
	<b>₩</b> Φ+₩₩	め、補助金等の他の支援策とは違う自由度がある。
	② 他の支援措置 で	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経     営強化税制があり、中小企業等経営強化法における「経営力向上計
	け等との役	画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果
	割分担	の高い税制措置(即時償却又は取得価格の 10%の税額控除(資本金
		3,000 万円超 1 億円以下の法人は 7%))を利用できる税制となってい
		<b>る</b> 。

③ 地方公共団 体が協力す る相当性		本特例措置により中小企業者等の設備投資を促進することにより、 中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資す る。
12	有識者の見解	_
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	令和 4 年 8 月

## 中小企業投資促進税制(減収見込額・適用件数見込みの実績推計)

## |1. 国税減収見込額・適用件数見込み|

(1) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」において、全産業で設備投資を実施した事業者の割合を令和3年度から令和5年度までの割合の伸び率から3年分の対前年比の平均伸び率を算出。

令和 2 年 17.6%

令和 3 年 17.5% (前年比 -0.1%ポイント)

令和 4 年 17.1% (前年比 -0.4%ポイント)

令和 5 年 17.1% (前年比 0.0%ポイント) <u>平均 -0.2%ポイント</u>

(2)(1)を踏まえ令和5年度以降については、(1)で算出した伸び率(-0.2%)を掛け、適用件数 見込み及び国税減収見込額を推計。

平成 29 年度(実績)	67, 035 件	883 億円	(特償 653 億円、	税控 230 億円)
平成30年度(実績)	54, 634 件	573 億円	(特償387億円、	税控 186 億円)
令和元年度(実績)	53, 930 件	550 億円	(特償367億円、	税控 183 億円)
令和2年度(実績)	49,060件	463 億円	(特償300億円、	税控 163 億円)
令和3年度(実績)	51,857件	501 億円	(特償315億円、	税控 186 億円)
令和4年度(実績)	50, 593 件	463 億円	(特償 274 億円、	税控 189 億円)
令和5年度	50, 492 件	462 億円	(特償 273 億円、	税控 189 億円)
令和6年度	50,391件	461 億円	(特償 272 億円、	税控 189 億円)
令和7年度	50, 290 件	460 億円	(特償 271 億円、	税控 189 億円)
令和8年度	50, 190 件	459 億円	(特償 270 億円、	税控 189 億円)

## 2. 地方税減収見込額

(億円)

年度	平成 29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8
法人住民税	114	74	71	32	35	32	32	32	32	32
(特償)	84	50	47	21	22	19	19	19	19	19
(税控)	30	24	24	11	13	13	13	13	13	13
法人事業税 (特別法人事 業税を含む) ※特償のみ	120	69	67	58	56	52	52	52	52	52

## (1) 法人住民税の減収額の試算方法

(R1 以前)国税減収見込額×0.129(法人住民税率) = 法人住民税(A)

(R2 以降) 国税減収見込額×0.07 (法人住民税率) = 法人住民税(A)

平成 29 年度(実績) 114 億円(883 億円×0. 129)(特償 84 億円、税控 30 億円) 74 億円 (573 億円×0.129) (特償 50 億円、税控 24 億円) 平成 30 年度(実績) 令和元年度(実績) 71 億円 (550 億円×0.129) (特償 47 億円、税控 24 億円) 32 億円 (463 億円×0.07) (特償 21 億円、税控 11 億円) 令和2年度(実績) 35 億円 (501 億円×0.07) (特償 22 億円、税控 13 億円) 令和3年度(実績) 32 億円 (463 億円×0.07) (特償19 億円、税控13 億円) 令和 4 年度 (実績) 32 億円 (462 億円×0.07) (特償 19 億円、税控 13 億円) 令和5年度 32 億円(461 億円×0.07)(特償19 億円、税控13 億円) 令和6年度 32 億円 (460 億円×0.07) (特償 19 億円、税控 13 億円) 令和7年度 32 億円 (459 億円×0.07) (特償 19 億円、税控 13 億円) 令和8年度

### (2) 法人事業税の減収額の試算方法

(R1 以前) 特別償却による所得減少見込額×0.067(法人事業税率) =法人事業税の減収見込み(B)

(R2 以降) 特別償却による所得減少見込額×0.07 (法人事業税率) =法人事業税の減収見込み (B)

平成 29 年度(実績) 84 億円 (4, 194 億円×0. 3×0. 067) 平成30年度(実績) 48 億円 (2,408 億円×0.3×0.067) 令和元年度(実績) 47 億円 (2.338 億円×0.3×0.067) 令和2年度(実績) 42 億円 (1,999 億円×0.3×0.07) 令和3年度(実績) 41 億円 (1,934 億円×0.3×0.07) (1.814 億円×0.3×0.07) 令和 4 年度(実績) 38 億円 令和5年度 38 億円 (1,810 億円×0.3×0.07) 令和6年度 38 億円 (1,806 億円×0.3×0.07) 令和7年度 38 億円 (1,802 億円×0.3×0.07) 令和8年度 38 億円 (1,798 億円×0.3×0.07)

(R1 以前) 法人事業税の減収見込額×0.432 (地方法人特別税率) =地方法人特別税の減収見込額 (C)

(R2 以降) 法人事業税の減収見込額×0.37 (特別法人事業税率) =特別法人事業税の減収見込額 (C)

平成29年度(実績) 36 億円 (84 億円×0.432) 平成30年度(実績) (48 億円×0.432) 21 億円 令和元年度(実績) (47 億円×0.432) 20 億円 令和2年度(実績) (42 億円×0.37) 16 億円 令和3年度(実績) 15 億円 (41 億円×0.37) 令和 4 年度(実績) 14 億円 (38 億円×0.37) 令和5年度 (38 億円×0.37) 14 億円 令和6年度 14 億円 (38 億円×0.37)

令和 7 年度14 億円(38 億円×0.37)令和 8 年度14 億円(38 億円×0.37)

(A) 法人住民税+ (B) 法人事業税+ (C) 地方法人特別税・特別法人事業税=地方税減収見込額

(注)(2)の税率はいずれも外形外法人のみ適用される場合の税率

以上